

名古屋市公報

令和 6年 9月 4日

号外調達第34号

発行所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所

電話 [052] 972-2246

編集兼

名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

発行人

市 調 達 公 告 版

目 次 ページ

競争入札参加者の資格に関する公示

- 競争入札参加者の資格に関する公示 2

入 札 公 告

- 博物館リニューアル改修その他工事（週休2日） 18

落 札 者 等 の 公 示

- 福祉医療費助成制度に関する電算出力帳票作成等業務の委託 29

競争入札参加者の資格に関する公示

令和 7年度及び令和 8年度において名古屋市が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその参加資格審査の申請時期、申請方法及び提出書類等について、次のとおり公示する。

令和 6年 9月 4日

名古屋市 市長 河村 たかし
名古屋市上下水道局長 横地 玉和
名古屋市交通局長 折戸 秀郷

- 1 申請できる契約の区分及びそれぞれの区分における物品等又は役務の種類（以下「業種」という。）
 - (1) 工事の請負
一般土木工事、下水道工事、軌道工事、水道工事、配水管布設工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、道路標識設置工事、解体工事、電気工事、受変電工事、屋外照明工事、特殊電気工事、電気通信工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、区画線設置工事、機械設備工事、水・汚泥処理設備工事、計装設備工事、畳工事、造園工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事
 - (2) 工사용資材又は原材料の買入れ
鋼管・鋼鉄製品、鋳鉄管・鋳鉄製品・異形管・鉄蓋、生コンクリート、コンクリートブロック類、コンクリートPC製品、ヒューム管、土砂、石材、砕石、木材・マクラ木、電機器材、バルブ・メータ製品、水栓・

ポリ管・ビニール管類、セメント、アスファルト乳剤・アスファルト合材、非鉄金属、陶管・れんが・タイル、造園・園芸品、その他

- (3) 物件（工事用資材又は原材料を除く。）の買入れ（製造及び修繕の請負を含む。以下同じ。）又は物件の借入れ

活版・平版印刷、軽印刷、フォーム印刷、地図印刷、封筒印刷、和・洋紙、文房具、コンピュータ用品、鋼製・木製家具、陽面焼付品、印章・ゴム印、特注家具、室内装飾品、旗・たれ幕、看板、バッジ、ビニール製品、ラベル・シール製品、寝具、制服・作業服・帽子、白衣、衣料雑貨、標本・模型、家庭用電気製品、事務用機器、コンピュータ、視聴覚・放送機器、通信機器、理化学・測定機器、医療機器、ちゅう房機器、自動車・自転車、自動車用品、タイヤ、時計、カメラ・映写機、バス・電車用品、船舶、その他の機器、医薬品、衛生材料、防疫剤、農業薬品、工業薬品、燃料油・潤滑油、固体・気体燃料、消防用品、安全保護具、荒物雑貨、靴、楽器、スポーツ用品、保育用品・教材、記念品・贈答品、食料品、飼料・肥料、図書、特殊物品、物件の借入れ

- (4) 不用品の売払い

- (5) 測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託

測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、調査（工事・都市系）、調査（環境系）、調査（社会系）、調査（不動産）、調査（その他）

- (6) 業務委託（測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託を除く。）

建築物清掃、警備、クリーニング、システム開発、データ処理、運送・輸送、宣伝・広告の企画、映画・ビデオ等の制作、催事等の企画・運営、事務関連、施設の運営・管理、医療関連、給食、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、残土運搬、衛生関連、清掃、公園・道路等の

維持管理、保守・点検・修理、通信情報サービス、コンピュータ関連サービス、建築物の定期点検、その他

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。）は、競争入札に参加することができない。

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者は、その事実があつた後3年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。ただし、同一の事由により指名停止措置を受けている者にあつては、この限りでない。

(3) 次の税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）は、競争入札に参加することができない。

ア 本市の法人市民税（個人の場合は、代表者の個人市民税）及び固定資産税

イ 消費税及び地方消費税

(4) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していない者は、競争入札に参加することができない。ただし、各保険について加入する義務がない者を除く。

(5) 次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を備えていない者は、競争入札に参加することができない。

ア 工事の請負

(ア) 別表第 1の発注工事の業種に対応して掲げる建設業について、契約を行おうとする営業所において建設業法（昭和24年法律第 100号）第 3条第 1項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受け、かつ、同法第27条の23第 1項の規定に基づく経営事項審査（同法第27条の29に規定する「総合評定値」の通知を受けているものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

(イ) 建設業法第 3条第 1項ただし書に規定する軽微な建設工事の請負のみを行おうとする者については、(ア)によらず、当該建設業許可及び経営事項審査を要しない。

(ウ) 配水管布設工事の申請を行う者は、名古屋市上下水道局配水管施工士規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第10号）第 3条の規定に基づく登録を受けた配水管施工士を有すること。

イ 工事の請負以外の契約の区分

業種ごとに別に定め、4(1)アのホームページで公表するところにより、行政機関等の許可、免許、登録または認定等を受けていること。

3 競争入札に参加する者の資格及び審査

(1) 別表第 2に定める工事の請負の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、経営事項審査の総合評定値により、業種ごとに、発注予定金額に対応して定める同表の等級に区分して認定する。ただし、災害その他緊急の必要があるとき、契約の性質又は目的により同表により難いと認めるとき、その他特に必要と認めるときは、それぞれの等級に対応する発注予定金額にかかわらず、競争入札に参加させることがある。

(2) 別表第 2に定める工事以外の工事の請負の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、経営事項審査の総合評定値により、業種ごとに区分して認定する。

(3) (1) 又は(2)において、工事の請負の契約についての競争入札に参加する者のうち、2(5)ア(イ)により認定を受けようとする者は、その者の経営

事項審査の総合評定値を 0点とみなし認定する。

(4) 2(5)ア(7) の要件を満たし認定を受けた者が、その後に2(5)ア(7) に定める要件を満たさないこととなった場合、再び2(5)ア(7) を満たすまでの間は、(3) により認定した者とみなす。

(5) 物件の買入れ、物件の借入れ、不用品の売払い及び業務委託の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、アからウまでに掲げる客観的審査事項について審査の上、業種毎に区分して認定する。

ア 年間平均の売上高、物件販売等の実績高、払込資本額及び職員数

イ 流動比率

ウ 営業年数

(6) 共同企業体（工事の請負に限る。）

ア 経常建設共同企業体（実施する工事が特定されていない共同企業体をいう。以下同じ。）の構成は、(7) から(9) までに掲げる要件を満たすものでなければならず、その競争入札参加資格及び審査は、経営事項審査における経営規模及び技術力にあつては経常建設共同企業体を構成する個々の企業の当該数値の和を、経営状況及び社会性等にあつては経常建設共同企業体を構成する個々の企業の当該数値の平均値をもって、それぞれ審査の対象とする。

(7) 経常建設共同企業体の審査申請時点において各構成員が、発注工事に対応する工事の種別について、競争入札参加資格を有していること。

(8) 各構成員が中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2条の要件を満たす中小企業者であること。

(9) 各構成員が2(5)ア(7) に定める要件を満たすこと。

(10) 構成員数は 2又は 3者であること。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは 5者までとする。

(11) 同一業種別の工事において、他の経常建設共同企業体の資格審査の

申請を行っていない者により構成されていること。

(カ) 構成員の組合せが、同一等級又は直近 2等級までであること。

(キ) 等級が異なる者の組合せによる経常建設共同企業体については、その等級が構成員上位等級者単体の等級以上に相当すること。

(ク) 各構成員が名古屋市内に本店を有していること。

イ 特定建設工事共同企業体（実施する工事が特定されている共同企業体をいう。以下同じ。）の競争入札参加資格及び審査は、別に定めるところによる。

(7) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第 2条第 1項第 4号に規定する組合で官公需適格組合の証明を受けているもの（以下「適格組合」という。）の競争入札参加資格に係る客観的審査事項の審査については、当該適格組合の構成員のうちから申請業種ごとに当該業種の事業を行う者 5者を限度として選出したうえ、工事の請負については、(6) アに準じて行うものとし、それ以外の申請区分については、売上高等にあつては選出された構成員の当該数値の和を、流動比率及び営業年数にあつては選出された構成員の当該数値の平均値をもって、それぞれ審査の対象とする。

(8) 資格の認定は、1で定める契約の区分毎に、それぞれ10業種を上限とする。

4 資格審査の申請

(1) 資格審査の申請（共同企業体を除く。）は、インターネットを利用して、アのホームページアドレスにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信するとともに、(2) に掲げる書類をイの場所へ提出することにより行う。

ア ホームページアドレス

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

イ 書類の提出場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課

(2) 提出書類（ア及びカの書類については、(1)の申請入力の際に出力される様式とし、イ、ウ、エ、オ、コ及びサ（証明書に限る。）の書類については複写機による写しをもってこれに代えることができるものとする。）

ア 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

イ 商業・法人登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（個人の場合を除く。）

ウ 納税証明書

エ 印鑑証明書

オ 2(1)に該当しない者であることを証する書類（個人の場合に限る。）

カ 使用印鑑届

キ 貸借対照表、損益計算書（写し）（2(5)ア(ア)の経営事項審査を受けている工事の請負を除く。）

ク 建設業許可申請における営業所の一覧表（写し）（工事請負の申請で、建設業法上の主たる営業所以外に委任を行う場合に限る。）

ケ 経営事項審査結果の通知書（写し）（工事請負の申請に限る。ただし、経営事項審査を受けていない者を除く。）

コ 営業に必要な資格等を証する書類

サ 適格組合の審査に必要な書類及び証明書

(3) 申請の期間等

資格審査の申請は、次の受付区分ごとに定める期間内に(1)の入力、送信及び書類の提出を完了しなければならない。

ア 集中受付

(ア) 受付期間

令和6年11月18日から同年12月27日まで（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで（ただし、正午から午後 1時を除く。）

イ 随時受付

(ア) 受付期間

集中受付の期間経過後の毎日（ただし、名古屋市の休日を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで（ただし、正午から午後 1時を除く。）

(4) 申請に使用する言語等

申請に使用する言語は日本語とし、金額の単位は、円（外国貨幣の邦貨換算率は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率によること。）とする。以下(5)において同じ。

(5) 経常建設共同企業体の資格審査の申請等

ア 競争入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）（第 2号様式）に、構成員間の協定書の写し（様式は別に定める。）を添えて、次の場所に持参し提出することにより行う。

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課

イ 申請に必要な書類は上記アの場所で、あらかじめ申請者に交付する。

ウ 申請の期間等

(ア) 受付期間

各構成員に対する5(1)の通知後の毎日（ただし、名古屋市の休日を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで（ただし、正午から午後 1時を除く。）

エ 本申請による資格の認定と同時に、構成員の持つ競争入札参加資格の

うち、経常建設共同企業体として認定を行った業種については抹消となる。

(6) 特定建設工事共同企業体の資格審査の申請については、別に定めるところによる。

5 資格審査結果の通知等

(1) 資格審査申請者には、資格審査の結果を4(1)アのホームページ上での通知又はファクシミリによる送信若しくは文書により通知する。

(2) 資格審査申請者は、資格の認定を受けた業種については、再度の資格審査を受けることができないものとし、当該資格が既に抹消されている場合においても同様とする。ただし、以下に掲げる場合はこの限りでない。

ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合

イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合

ウ 3(3)により認定を受けた者が、2(5)ア(ア)に定める要件を満たした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）に定める合併、会社分割又は事業譲渡により審査事項に変更が生じた場合

オ 経常建設共同企業体の構成員の一部が、2又は3(6)に定めるところにより、競争入札に参加することができない者となった場合

6 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続等

(1) 競争入札参加資格の有効期間

ア 申請受付日（申請内容の入力、送信及び書類提出が全て完了した日をいう。以下同じ。）が、令和 6年11月18日から同年12月27日までの場合

令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

- イ 申請受付日が、令和 7年 1月 6日から同年 3月17日までの場合
令和 7年 4月 4日から令和 9年 3月31日まで
- ウ 申請受付日が、令和 7年 3月18日以降の場合
 - (ア) 申請受付日が、毎月 1日から15日までの場合（15日が名古屋市の休日のときは、その直後の名古屋市の休日でない日とする。）
申請受付日の属する月の翌月 1日から令和 9年 3月31日まで
 - (イ) 申請受付日が、(ア) の受付期間の満了日の翌日から月末までの場合
申請受付日の属する月の翌々月 1日から令和 9年 3月31日まで
- エ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年名古屋市規則第 162号）第 4条の規定による場合にあっては、別の定めをすることがある。

(2) (1) の有効期間の更新を希望する者は、令和 8年 9月ごろに令和 9年度及び令和10年度の競争入札参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき資格審査の申請を行うこと。

(3) 令和 7年度の契約に係る競争入札で令和 6年度に行われるものについては、なお、従前の例による。

7 災害等による特別の定め

(1) 災害等により競争入札に参加する者に必要な資格及びその参加資格審査の方法等について 1から 6までの規定により難しい場合にあっては、別に定めることができる。

(2) (1) の規定により競争入札に参加する者に必要な資格及びその参加資格審査の方法等を定めたときは、これを4(1)アのホームページにて公表する。ただし、4(1)アのホームページが利用できない場合には、名古屋市公式ウェブサイト又は名古屋市公報により公表する。

別表第 1

業種	許可及び経営事項審査を受けるべき建設業
一般土木工事	土木工事業
下水道工事	土木工事業、水道施設工事業
軌道工事	土木工事業
水道工事	土木工事業、水道施設工事業
配水管布設工事	土木工事業、水道施設工事業
建築工事	建築工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
解体工事	解体工事業
電気工事	電気工事業
受変電工事	電気工事業
屋外照明工事	電気工事業
特殊電気工事	電気工事業、電気通信工事業
電気通信工事	電気通信工事業
管工事	管工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
舗装工事	舗装工事業
塗装工事	塗装工事業
区画線設置工事	塗装工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業
水・汚泥処理設備工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業
計装設備工事	機械器具設置工事業、電気工事業
畳工事	内装仕上工事業
造園工事	造園工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

注 1 表の右欄に複数の建設業の種類が示されている場合は、いずれか 1種類

についての建設業の許可及び経営事項審査を受ければよいものとする。

別表第 2

(1) 一般土木工事

発注予定金額	等級区分
3億円以上	A
7,500万円以上 3億円未満	B
2,000万円以上 7,500万円未満	C
2,000万円未満	D

(2) 下水道工事

発注予定金額	等級区分
2億5,000万円以上	A
7,500万円以上 2億5,000万円未満	B
3,000万円以上 7,500万円未満	C
3,000万円未満	D

(3) 水道工事

発注予定金額	等級区分
2億5,000万円以上	A
7,500万円以上 2億5,000万円未満	B
3,000万円以上 7,500万円未満	C
3,000万円未満	D

(4) 配水管布設工事

発注予定金額	等級区分
7,500万円以上	A
3,000万円以上 7,500万円未満	B
3,000万円未満	C

(5) 建築工事

発注予定金額	等級区分
5億円以上	A
8,000万円以上 5億円未満	B
1,500万円以上 8,000万円未満	C
1,500万円未満	D

(6) 電気工事及び管工事

発注予定金額	等級区分
8,000万円以上	A
1,100万円以上 8,000万円未満	B
1,100万円未満	C

(7) 屋外照明工事

発注予定金額	等級区分
1,400万円以上	A
1,400万円未満	B

(8) 舗装工事

発注予定金額	等級区分
6,000万円以上	A
3,000万円以上 6,000万円未満	B
3,000万円未満	C

(9) 塗装工事

発注予定金額	等級区分
1,000万円以上	A
1,000万円未満	B

(10) 造園工事

発注予定金額	等級区分
2,500万円以上	A
1,000万円以上 2,500万円未満	B
1,000万円未満	C

第 1 号様式

法人コード
法人番号
受付番号
令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

競争入札参加資格審査申請書

添付資料		
番号	書類名称	説明

上記受付番号に係る申請の内容及び添えて提出する書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないことを誓約した上で競争入札参加資格の申請をします。

また、本申請に係る競争入札参加資格の確認のために必要な場合は、許認可等申請情報、納税情報及び社会保険等加入状況について、管轄の官公庁等に調査を行うことに同意します。

所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

競争入札参加資格審査申請書 (経常建設共同企業体)
(競争入札参加資格取消届 (各構成員))

年 月 日

(宛先) 名古屋市長
名古屋上下水道局長
名古屋交通局局長

受 付 印	受 付 者

申請業種
(各構成員が取消する業種)

希望順位	業 種 名						
1		2		3		4	
6		7		8		9	
						5	
						10	

注 別に定める申請業種表の業種名を記入してください。複数の業種を申請する場合は、希望する順位により業種名を記入してください。

経常建設共同企業体の名称及び所在地		代 表 者		所 在 地		TEL FAX		使用印	
		構 成 員		商号又は 代 表 者 役職氏名					
構 成 員		構 成 員		所 在 地		TEL FAX		使用印	
構 成 員		構 成 員		商号又は 代 表 者 役職氏名		商号又は 代 表 者 役職氏名		使用印	

令和 7年度及び令和 8年度の名古屋市が発注する工事請負の一般・指名競争入札に経常建設共同企業体として参加したいので、指定の書類を添えて競争入札参加資格の審査を申請します。本申請内容の認定をもって、各構成員の競争入札参加資格のうち、本申請で認定された業種の資格の取消を届け出ます。
なお、この競争入札参加資格審査申請書及び添えて提出する書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6年 9月 4日

契約事務受任者

名古屋市財政局担当局長（契約監理） 矢野 克典

1 入札に付する事項

(1) 工事名

博物館リニューアル改修その他工事（週休2日）

(2) 工事場所

名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目27番地の 1

(3) 工事内容

仕様書等のとおり

(4) 工期

本契約成立の日から令和 8年 7月17日まで

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）

金 6,360,162,000円

(6) 事業所管局

住宅都市局

(7) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出及び入札を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。

なお、電子入札システムにより難しい場合は、確認申請書の提出及び入札を紙により行うことができる。

(8) 入札の方法

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載され

た金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 本公告に係る工事は、特定建設工事共同企業体（当該工事について結成される共同企業体であって各構成員に経常建設共同企業体を含まないものをいう。以下同じ。）による共同施工方式とする。

(2) 特定建設工事共同企業体による共同施工方式に関する事項

ア 特定建設工事共同企業体の構成員数は 2者又は 3者とし、結成方法は自主結成とすること。

イ 各構成員の出資の割合は、次に掲げる範囲内で任意の割合とすること。

(ア) 構成員数を 2者とする場合

代表構成員は50パーセント以上70パーセント以下、第 2構成員は30パーセント以上50パーセント以下

(イ) 構成員数を 3者とする場合

代表構成員は40パーセント以上50パーセント以下、第 2構成員は30パーセント以上40パーセント以下、第 3構成員は20パーセント以上30パーセント以下

(3) 構成員の資格要件

全ての構成員は、次に掲げる資格を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ケに掲げる本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ケに掲げる本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等と当該組合の組合員との双方が同時に本公告に係る入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者で、特別な理由があり適当と認められた場合を除く。）でないこと。
- カ 本公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること。
- キ 本公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ク 本公告に係る工事において 2以上の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 確認申請書提出期限の日現在において、名古屋市における令和 5年度及び令和 6年度競争入札参加資格として次に掲げる認定を受けている者であること又は当該競争入札参加資格を有していない者で令和 6年10月15日までに名古屋市における競争入札参加資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (7) 構成員数を 2者とする場合
- a 代表構成員
 建築工事 A 等級

- b 第 2 構成員
建築工事 A 等級又は B 等級

(イ) 構成員数を 3 者とする場合

- a 代表構成員
建築工事 A 等級
- b 第 2 構成員
建築工事 A 等級
- c 第 3 構成員
建築工事 A 等級又は B 等級

コ 代表構成員については、平成21年度以降に、元請けとして、次の(ア)及び(イ)の施工実績(同一工事でなくてもよい。)を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、異業種による共同企業体の構成員としての実績は、分担業種と施工実績で求められる業種が同一であることが確認できるものに限る。)。ただし、元請けとして施工した名古屋市住宅都市局等発注工事については、工事成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。

(ア) 契約金額が10億円以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事のうち、次の a 又は b のいずれかの工事

- a 新築、増築又は改築工事
- b 改修工事(耐震改修工事(注)を含むものに限る。)
(注)ここでいう耐震改修工事とは、耐震壁、鉄骨ブレース又はPCフレームを追加設置する建築工事に限る。

(イ) 700㎡以上の吹付けアスベスト(注)の除去を含む工事

(注)「吹付けアスベスト」のうち、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第6条第1項ただし書及び大気汚染防止法施行規則(昭和46年6月22日厚生省/通商産業省/令第1号)別表第7第1の項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」を講じて除去等作業を行う場合(隔離措置を行わずに石綿含有仕上塗材を除去する場合など)は除くものとする。

3 入札参加手続等

(1) 契約条項を示す場所及び契約事務担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約課 建築契約担当

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話番号 052-972-3074

ファクシミリ番号 052-972-4158

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

名古屋市電子調達システムホームページ (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) の調達情報サービスからダウンロードすること。

(3) 確認申請書等の提出

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者は、確認申請書を電子入札システム（これにより難しい場合は紙による確認申請書を持参又は郵送（書留又は簡易書留（以下「書留等」という。）に限る。））により提出するとともに、本公告に係る工事を施工することができることを確認するための書類（以下「確認資料」という。）を持参又は郵送（書留等に限る。）により提出しなければならない。

なお、確認申請書及び確認資料（以下「確認申請書等」という。）に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

また、イ又はウの期間に確認申請書等の提出をしない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

イ 確認申請書の提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

本公告の日から令和 6年 9月19日午後 5時まで

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間

(ア) に同じ（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除いた午前 9時から正午まで及び午後 1時から午

後 5時までの間に限る。)

b 提出場所

(1) に同じ

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

a 到達期限

令和 6年 9月19日午後 5時

b 提出先

(1) に同じ

ウ 確認資料の提出期間及び提出場所等

(ア) 持参による場合の提出期間及び提出場所

イ(イ) に同じ

(イ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

イ(ウ) に同じ

(4) 競争入札参加資格を有していない者の競争入札参加資格審査申請手続

ア 申請期限

令和 6年10月15日

イ 申請場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課 審査担当

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話番号 0570-001-279

ウ 申請方法

名古屋市電子調達システムホームページ (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) の入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類をイの場所に提出すること。

(5) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 6年 9月27日までに確認申請書等を提出した特定建設工事共同企業体の代表構成員宛て通知する。

(6) 入札書及び積算内訳書の提出

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。

イ 入札書等の提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

令和 6年10月25日午前 9時から同月31日午後 5時まで

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間

(ア) に同じ（ただし、休日を除いた午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時までの間に限る。）

b 提出場所

(1) に同じ

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

a 到達期限

令和 6年10月30日午後 5時

b 提出先

(1) に同じ

(7) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時

令和 6年11月 1日午前 9時15分

イ 開札場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部入札室

（名古屋市役所西庁舎11階）

(8) 入札回数

入札回数は、 1回とする。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第5条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札の無効等

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び公正かつ適正な見積により積算内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定は取り消す。

なお、競争入札参加資格があることを確認された者であっても、落札決定までの間に競争入札参加資格を有しないこととなった者は、競争入札参加資格を有しない者に該当する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者が2者以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを行い、落札者を決定する。ただし、本公告に係る入札は名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）の対象とし、入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第5条の規定に基づき調査を行うものとする。この場合、落札者となるべき者の入札金額が失格基準価格に満たないときは、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認め、その者を落札者とし、当該入札金額が失格

基準価格に達するときで、当該入札者が予定価格の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者であっても、同要領第 6 条第 1 項の規定により落札者としがない場合がある。

(7) 契約保証金の納付義務

有

落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 16 及び契約規則第 30 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約規則第 4 条第 3 項に規定する有価証券又は銀行等の金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、免除する。

(8) 入札の中止等

本公告に示す調達に関し、天災地変があった場合、システム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合又は予算その他の理由により、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがある。

なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。

また、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続きにおいて、入札を延期又は中止することがある。

(9) 入札談合に関する情報があった場合等の措置

入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがある。

入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続きの変更又は落札決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがある。

なお、この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償

を請求する。

(10) 仮契約の締結

ア 本件の契約を締結するに当たっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市条例第43号）第2条の規定により、名古屋市議会（令和7年2月定例会予定）において議会の議決を経なければならない。

このため、落札決定後、落札業者との間で仮契約を締結する。

イ 締結した仮契約は、名古屋市議会における議会の議決をもって本契約として成立する。

ウ 議決があったときは、その日をもって当該工事の請負契約が成立した旨を、仮契約を締結した特定建設工事共同企業体の代表構成員に対し通知する。

(11) その他の注意事項

仮契約を締結した者が、仮契約中に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のいずれかに該当した場合は、原則として本契約を締結しない。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のいずれかに該当した場合も同じ扱いとする。

また、落札決定後、仮契約締結前に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のいずれかに該当した場合は、原則として仮契約を締結しないものとする。落札決定後、仮契約締結前の者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、落札決定後、仮契約締結前に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のいずれかに該当した場合も同じ扱いとする。

なお、これらの場合においては、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたと

き。

イ 贈賄、談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(12) その他

その他詳細は入札説明書による。また、本公告に定めるもののほか、定めのないものについては名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号）、名古屋市電子入札実施要領（17財監第73号）及び名古屋市競争入札参加者手引（17財監第67号）に定めるところによる。

5 Summary

(1) Construction Title:

Renovation of Nagoya City Museum

(2) Deadline for the submission of application forms for qualification:

5:00 p.m., September 19, 2024

(3) Deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system and submission of tenders in person:

5:00 p.m., October 31, 2024

(Bids through the mail should arrive by 5:00 p.m., October 30, 2024)

(4) Inquiries:

Contracts Division, Contracts Department, Finance Bureau, City of Nagoya

1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508

(11th floor, Nagoya City Hall West Annex)

Tel: 052-972-3074

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6年 9月 4日

契約事務受任者

名古屋市健康福祉局長 山田 隆行

事 項	内 容
(1) 物品等・特定役務の名称と数量	福祉医療費助成制度に関する電算出力帳票作成等業務の委託
(2) 契約事務担当部局名と所在地	健康福祉局生活福祉部医療福祉課 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
(3) 落札者・随意契約の相手方の決定日	令和 6年 7月 4日
(4) 落札者・随意契約の相手方の氏名と住所	U T 東芝株式会社 事業統括部 名古屋市中区栄五丁目27番12号
(5) 落札金額・随意契約金額	36,646,997円
(6) 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
(7) 入札公告日・入札公示日	令和 6年 5月 9日
(8) 政府調達協定上の随意契約理由	—
(9) その他	—